

令和7年度 大分県在宅高齢者住宅改造助成事業のお知らせ

申・問 福祉課 高齢者支援係 ☎72-5164

高齢者が居住する住居において、必要と認められる箇所における手すりの取付けや段差の解消などの簡易的な工事に助成金を交付します。

まずはお電話でお問い合わせください。対象要件を確認し、申請書類をお渡しします。
なお、書類審査と現地確認のうえ審査、助成金の交付を決定しますので、その後工事に着手してください。
※老朽化に伴うリフォーム工事や新築・増改築工事、公営住宅は対象となりません。
※審査の結果、補助対象とならない場合があります。
※予算枠に達し次第、受け付けを締め切ります。

	大分県在宅高齢者住宅改造助成事業	介護保険住宅改修
受付窓口	国見：国見支所 国東：本庁福祉課 武蔵：武蔵支所 安岐：安岐支所	本庁福祉課
実施主体	大分県	保険者（国東市）
趣旨・目的	要介護・要支援認定を受けていない高齢者の住環境整備	要介護・要支援認定者の住環境整備
対象要件	国東市に住所を有する ①75歳以上の高齢者 ②65歳以上の高齢者のみの世帯	要介護・要支援認定を受けた者
所得制限	世帯中心者の所得金額200万円未満	制限なし
補助対象経費 補助上限額	一般改造助成 60万円（補助上限額40万円） 自立支援小規模改造助成 30万円（補助上限額20万円）	20万円 （補助上限額18万円）
対象となる工事	バリアフリー工事（増築工事、内装工事などは対象になりません）	
備考	住環境整備のみの希望の場合	他のサービスと併用可能 担当の介護支援専門員とご相談ください

夜間タクシー運行中！

問 政策企画課 政策企画係 ☎72-5161

令和7年4月4日から令和8年3月14日の毎週金曜日・土曜日の夜間、配備タクシーを1台増加しています。夜間のタクシー不足を解消し、移動サービスの充実を図ります。各タクシー事業者の運行時間と連絡先は右記のとおりです。ぜひご利用ください。



国見	香国タクシー 午後7時から午後10時 ☎0978-84-0734
国東	みなとタクシー 午後6時から午前0時 ☎0978-72-3431
武蔵	エアポートシティタクシー 午後6時から午前0時 ☎0978-68-1151
安岐	杵築国東合同タクシー 午後6時から午前0時 ☎0978-67-1234
安岐	第一交通大分空港営業所 午後6時から午前0時 ☎0978-67-0143

高齢者の 運転免許証自主返納を 支援します

問 危機管理室 ☎72-5160

70歳以上の市民の方で、運転免許証を自主返納した方を対象に、運転経歴証明書発行手数料の支援を行います。

対象者

- ・国東市民であること。
- ・申請時において70歳以上であること。

内容

運転経歴証明書などの発行手数料が無料になります。



申請方法

国東警察署内にある、交通安全協会国東支部での手続きになります。

※詳細は、お問い合わせください。

令和6年度 住民税非課税世帯に対する 物価高騰給付金（3万円）のお知らせ

申・問 福祉課 福祉・障がい者支援係 ☎72-5164 FAX 72-5171

物価高騰対策として、令和6年度住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円の給付金を支給します。

また、同給付金の支給世帯で、18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童がいる子育て世帯に対して、児童1人当たり2万円を追加で支給します。

支給対象世帯

基準日（令和6年12月13日）において世帯員全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯
※住民税が課税されている者の扶養親族などのみからなる世帯を除く。
※入国者にあっては、令和6年1月1日において、日本国内のいずれかの市町村の住民基本台帳に記載されていること。

支給額

- ①住民税非課税世帯：1世帯当たり3万円
- ②①世帯のうち子育て世帯への加算（こども加算）：児童1人当たり2万円

※本給付金は「物価高騰対策給付金に係る差押禁止などに関する法律」により差押禁止および非課税所得となります。

手続きについて

受給の可能性がある世帯には、3月下旬にご案内しています。

①支給の「お知らせ」を送付

前回新たに非課税などとなった世帯への給付金（10万円）を受け取った世帯（一部を除く）には、支給についての「お知らせ」を送付しました。手続きは不要です（辞退者等を除く）。

②確認書を送付

①以外の住民税非課税世帯には、確認書を送付しています。必要事項を記入して返送してください。

③①および②以外の方については、申請が必要です
住民税の課税状況が確認できていない世帯については、本庁福祉課または各総合支所地域振興課の窓口で申請してください。詳細はお問い合わせください。

種駒は打ち終わりましたか？ 「乾しいたけ種駒助成」の 申請を受付中です

申・問 林業水産課 林業水産係 ☎72-5198

補助対象者

市内に住所を有する乾しいたけ生産者

補助対象要件

令和7年1月以降で2万駒以上購入した生産者が対象
※原則「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出している生産者に限ります。

補助対象品種

低温菌品種および中温菌品種

補助金額

低温菌品種＝1.5円／駒 中温菌品種＝1.0円／駒

提出書類

- ①補助金等交付申請書
- ②令和7年種駒購入実績報告書
- ③種駒購入数と品種が証明できる領収書・購入証明書などの写し
※ただし、申請月を含め6か月以内の領収書等のみ有効
- ④振込口座の写し（すでに口座登録済みの方は不要）

提出先

林業水産課窓口または各総合支所窓口
※①申請書および②実績報告書は提出先にて配布

受付期限

いつでも受付中。
※ただし、領収書等には有効期限があるので注意。